

## “五つ星ひょうご” ロゴシール及び PR グッズ” 取扱要領

### (目的)

第1 「五つ星ひょうご」のロゴシール及び PR グッズは、「五つ星ひょうご」選定商品に貼付し、また、その PR として使用することにより、「五つ星ひょうご」の統一ブランドの知名度向上及び「五つ星ひょうご」選定商品の販路拡大を目指す。

### (定義)

第2 「五つ星ひょうご」ロゴシール及び PR グッズは、別紙に定めるとおりとする。

### (使用者)

第3 「五つ星ひょうご」ロゴシール及び PR グッズは、次に該当する者に使用を認める。

- (1) ロゴシールについては、「五つ星ひょうご」選定委員会において選定された商品の製造又は販売の権利を有する事業者(以下、「選定事業者」とする)
- (2) 「五つ星ひょうご」選定商品の販売又は催事を行う者

### (使用の範囲)

第4 「五つ星ひょうご」ロゴシール及び PR グッズは、次の場合において使用することができる。

#### (1)ロゴシール

- ① 選定事業者が選定商品のパッケージ・容器等に表示する場合
- ② 選定事業者が自社のパンフレット、ホームページ等において選定商品の紹介をする場合
- ③ その他、公益社団法人兵庫県物産協会（以下「兵庫県物産協会」という。）が適当と認める場合

なお、ロゴシールに代えて、商品パッケージ等にロゴを印刷する場合、選定事業者は兵庫県物産協会に承認を求めることとする。

#### (2)PR グッズ

- ① 選定商品の近くで商品を PR する場合
- ② 催事の際、売場で選定商品の紹介をする場合
- ③ その他、兵庫県物産協会が適当と認める場合

### (使用の制限)

第5 「五つ星ひょうご」ロゴシール及び PR グッズは、次のいずれかに該当するときは、使用することができない。

- (1) 自己のシンボルマーク又は商標として使用するとき
- (2) 「五つ星ひょうご」の選定商品でないものを「五つ星ひょうご」と称し使用するとき
- (3) その他、「五つ星ひょうご」ロゴシール及び PR グッズの使用について、兵庫県物産協会が適切でないと認めるとき

(使用料)

第6 「五つ星ひょうご」のロゴ使用料は、無償とする。ロゴシール及びPRグッズの販売価格は、別紙のとおりとする。

ただし、この要領に反し、ロゴシール及びPRグッズの無断使用及び目的外使用が判明した場合においては、兵庫県物産協会は使用者に対し、その撤去を命じるとともに不法行為による損害賠償を請求することができる。

(データの提供)

第7 データの提供について次のように定める。

- (1) 兵庫県物産協会は、選定事業者に対して「五つ星ひょうご」ロゴの電子データを提供する
- (2) (1)に基づき提供を受けた使用者は、電子データを適切に管理しなければならない
- (3) 故意又は過失により電子データが漏洩し、兵庫県物産協会に損害が生じた場合は、その補填をしなければならない

(報告及び調査等)

第8 「五つ星ひょうご」ロゴシール及びPRグッズの報告、調査について次のように定める。

- (1) 兵庫県物産協会は、選定事業者に対し、「五つ星ひょうご」ロゴシール及びPRグッズの使用状況について報告を求め、又は調査することができる
- (2) 兵庫県物産協会は、(1)により「五つ星ひょうご」ロゴシール及びPRグッズの使用が適切でないとき、使用を中止させることができる

附則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

この要領は、令和3年5月20日から施行する。